

放射性物質汚染対処特措法3事業等の入札、落札、契約金額等の
状況に関する会計検査の結果について

<検査の結果の主な内容及び所見>

1 各事業の入札、契約などの状況、特に、1者応札となったものに係る契約金額の状況

(1) 放射性物質汚染対処特措法3事業等に係る契約の状況等

環境省福島地方環境事務所が締結した契約984件のうち、一般競争契約は735件（全体の74.7%）、随意契約は249件（同25.3%）となっていた。そして、1者応札率は、上記の735件全体で49.3%となっており、汚染廃棄物処理事業及び中間貯蔵施設事業の総合評価落札方式による建設コンサルタント業務等契約では97.9%及び67.9%となっていた。また、平均落札率は、複数応札となった契約81.3%に対して、1者応札となった契約は94.6%と13.3ポイント高くなっていた。

所見:環境省は、競争性の確保に取り組んできているとしているが、今後も、放射性物質汚染対処特措法3事業等に係る契約において、1者応札率の低減のために有効と考えられる取組の状況を確認し、契約ごとに1者応札等となった要因を把握するなどして、競争性の確保について引き続き取り組むこと

(2) 放射性物質汚染対処特措法3事業等に係る契約の予定価格の積算

積算単価の適用についてみると、誤って予定価格積算作業時点から1年以上前の時点の物価資料単価を適用しており、その結果、材料費が割高となっていた工事契約が見受けられた。諸経費の算定についてみると、前工事と後工事とがいずれも土木工事である後工事について合算調整により諸経費をより経済的に算定する必要があったと認められた。

所見:放射性物質汚染対処特措法3事業等に係る契約の予定価格の積算について、積算単価を適切に適用しているか確認したり、後工事の諸経費の算定に当たり合算調整を行ったりして、予定価格を適切かつ経済的に積算するための取組を行うこと

(3) 放射性物質汚染対処特措法3事業等に係る契約の変更契約の状況

前記984件のうち、増額変更割合が30%を超える契約件数は169件となっており、100%を超えるものも59件あった。

所見:変更契約について、請負工事等の発注に当たっては、放射性物質汚染対処特措法3事業等の特性を考慮した上で、これまでに実施してきた工事等により得られた知見やノウハウを生かして対象数量を見込むなどして、大幅な増額変更とならないよう取組を行うこと

2 各事業に係る受注者の事業実施体制等及びこれに対する国の監督等の状況

環境省は、不法投棄等の事案の発生を受けて、監督等の仕組みを見直しているが、その後も不法投棄等の事案が発生している。このような事案が発生しているのは、不法投棄等の発生を防止するための仕組みを整備していなかったことにもよると考えられる。

所見:不法投棄等の事案について、事業者に対して引き続き注意喚起を行うとともに、環境省がこれまで講じてきた対策を検証して、不法投棄等の事案の発生を防止するために必要な制度や効果的な仕組みの整備を検討すること